

届出対象の判定フロー

製造業など 24 業種（製造業、燃料小売業など）を営んでいますか？

NO

YES

会社全体で常時使用される従業員数が 21 人以上ですか？※1

NO

YES

第一種管理化学物質の年間取扱量は 1 トン※2（0.5 トン※3）以上ですか？

NO

YES

NO

化管法で定める特別要件を満たす施設がありますか？※4

YES

NO

届出は不要です

①（化管法）「第一種指定化学物質の排出量・移動量」及び、
②（府条例）「第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量」の届出が必要です

さらに

事業所の従業員数が 50 人以上の場合

③（府条例）「化学物質管理計画書」及び、
④（府条例）「化学物質管理目標決定及び達成状況」の届出が必要です

※1：常時使用する従業員とは、排出量等の把握対象年度（届出前年度）の4月1日時点で1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者（正社員（他企業への派遣者は除く）、嘱託・パート・アルバイト、他企業からの派遣・出向者）又は、把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者を指します。なお、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

※2：揮発性有機化合物（VOC）（府条例施行規則第50条の5）は、該当する物質の年間取扱量合計が1トン以上。

※3：化管法の特定第一種指定化学物質（鉛及びその化合物、ベンゼン等）は0.5トン以上。

※4：特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）のみ該当する場合は、府条例に基づく届出（②、③、④）は不要。